

議案第94号

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

令和5年4月の機構改革で教育委員会にこども課が設置されることにより市長から教育委員会へ権限が委任されることに伴う変更を行うため、及び児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業について、令和6年4月1日より安全に関する事項についての計画を策定することが義務付けられること、また、安全の確保に関する取組について定める必要があることから、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基</p>	<p>_____放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、_____放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 教育委員会は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基</p>

準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 (略)

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの_____

_____でなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、**市長**が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、**市長**が適当と認めたもの

4・5 (略)

(新設)

運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの**(研修計画を作成し、当該計画に従い、2年以内に修了すると見込まれる者を含む。)**でなければならない。

_____でなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、**教育委員会**が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、**教育委員会**が適当と認めたもの

4・5 (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

_____よう努めなければならない。

3 (略)

(開所時間及び日数)

第18条 (略)

2・3 (略)

4 市長_____が必要と認めたときは、前3項の開所時間若しくは開所日を変更することができる。

計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

(開所時間及び日数)

第18条 (略)

2・3 (略)

4 教育委員会_____が必要と認めたときは、前3項の開所時間若しくは開所日を変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定によりなされた処分、手続その他行為は、改正後の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。